

様式第11(第9条の2第2項関係)

書類名 一般化学物質製造数量等届出書

提出日(西暦) 年 月 日

あて先 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

届出者の住所

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあつては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0t以上の場合は届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
5. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Cheical Abstracts Service)によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
6. 記入単位はtとして、小数点以下は四捨五入の上、有効数字を1桁として記入すること。なお、小数点以下は四捨五入の上、実数で記入することもできる。
7. 製造数量・出荷数量には、同一の製造・輸入者の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めないものとする。
8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち「109」又は「198」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
10. 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

2. 製造数量及び輸入数量等

(1) 化学物質名称等

製造・輸入した一般化学物質の名称と番号

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

物質名称

CAS登録番号(CASRN)

.....											
								-			

製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、官報整理番号1の欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号(7桁)を記載すること。

官報公示名称1

官報整理番号1

.....											
		-									

(官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

官報公示名称2

官報整理番号2

.....											
		-									

(官報整理番号は左詰め)

官報公示名称3

官報整理番号3

.....											
		-									

(官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号ニに係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であつたときの物質管理番号

--	--	--	--	--	--

(物質管理番号は左詰め)

高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)

